

平成 3 0 年 1 2 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 30 年 12 月 21 日 (金曜日)

平成30年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年12月21日(金曜日) 午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第57号 非農地証明願いに係る証明について

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第59号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は 11 名です。3 番、北之口委員から欠席の届けがありました。

よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6 番の溝田委員と 7 番の東山崎委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 6 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが 6 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 54 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めますが。

6 番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 12 月 16 日に、譲受人と野村推進委員、私の 3 名で現地を調査いたしました。現地は、〇〇自治会から〇〇自治会に抜ける通称、〇〇と言われる地域にあります。前回、3 条申請が出された所の南側の土地ですが、周辺は畑で西側が道路となっており、現在は牧草が作付けされております。調査の意見としまして、譲渡人は今後、農業をする意思がなく、所有農地を処分したいということで、今回、同じ〇〇自治会の譲受人に売買するものです。譲受人につきましては、当該地周辺の農地で牧草を耕作しており、今後も引き続き肉用牛中心の営農体系を続けるということです。当該農地取得後、周辺の農地に何ら支障はないものと考えます。皆様のご審議方、よろしく願いします。

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 54 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 54 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 54 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 54 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

10 番： 10 番徳留です。12 月 16 日に譲受人の〇〇さんと現地を調査しました。現地は、〇〇より南側に 100m ぐらい行った集落内にあります。ここ何年か耕作されておらず、荒れていましたが、草払いをすれば耕作できる状況でした。意見としまして、譲渡人は〇〇に居住しており、田舎の財産を処分したいとのことで、同級生である譲受人の〇〇さんへ相談されたそうです。譲受人は〇〇地区に居住しているが、休日を利用して耕作をしていくとのことである。また、息子夫婦が現地の近くに家を建て居住しており、家庭菜園を楽しみにしておられ、取得後は維持管理に努めるとのことで、周辺の農地利用に支障はないものと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番田淵です。この無償で親戚でもないのに譲渡するということは、今後も出てきますか。

10番： ここもですが、自宅の方も処分するというので、別な方が住んではいますが、固定資産税を支払ってくれれば、そこも無償で譲渡するとのこと。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 一昨年から、農地の1筆調査を実施し、利用意向調査を発出しておりますが、その中でも、県外にいらっしゃる方は特に、帰郷し農業はしないから、町が引き取ってくれという意見も多数あります。ですから、今後、無償でということは多く出てくるのではないかと考えます。

議長： 他人同士でも、無償であれば贈与に値するの。

10番： 譲渡人から、贈与に関する書類一式が送られてきているそうです。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第54号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第54号 受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第54号 受付番号3番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8ページをお開きください。

(議案第54号 受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： 12月14日に譲受人の〇〇さんと現地を調査しました。現地は、〇〇を渡り、〇〇自治会から〇〇自治会に通ずる途中にあり、きれいに耕耘されており、今は何も作付けされていませんでした。意見としまして、譲渡人は〇〇に居住しており、また、母も高齢で今後も農業をする計画もないことから、今まで耕作していた譲受人に相談があったそうです。譲受人は、地域において手広く耕作をし、農作業の受託等も行っており、今回の取得により周辺の農地利用に支障は生じないものと考えます。よろしく願いいたします。

議長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 54 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 54 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 54 号 受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

(議案第 54 号 受付番号 4 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8 番田淵です。12 月 18 日に譲受人と現地調査を行いました。現地は、〇〇自治会の中心付近です。譲受人の自宅の周りにあります。畑地というよりも自宅周辺の菜園という感じで、傾斜があり手入れがなされず、所々に竹が生えている状況です。譲受人は今後、シキミの植栽も検討されているようで、何ら問題はないと思われます。

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 54 号 受付番号 4 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 54 号 受付番号 4 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 54 号 受付番号 5 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 54 号 受付番号 5 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、私の担当地区での、調査の報告をいたします。

1 3 番： 皆様ご存じのとおり、〇〇の敷地内でございます。〇〇ということで、敷地内には、集会施設や溜池等があります。現地を調査しましたが、全体的に自己で開発をされており、地番と現況が合わない状況でした。〇〇氏から〇〇への所有権の移転ということでした。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： この件とは少し違うかもしれませんが、〇〇さんが〇〇を造られるときに、国庫補助金等を使われて開発されたと思えます。それで農地にしたものを、〇〇に譲渡することが可能なのでしょうか。

議 長： 事務局お願いします。

事務局： はい。開発した経緯等は調べておりませんが、登記簿を確認しますと、〇〇氏個人名で登記をされており、登記簿には事業名が記載されませんので、特に問題はないのではないかと考えます。

1 3 番： 事務局にお聞きしますが、現地調査時に〇〇がいらっしゃらずに、詳細な説明は聞けなかったのですが、ここは一緒に買収されたのでしょうか。

事務局： よろしいですか。恐らくですが、売買の関係は先ほどと関連しますが、事業を実施する場合、〇〇さん個人では出来ないのではないかと考えますので、何らかの形で〇〇が絡んでいるのではないかとと思えます。今、話しがりましたが、全て売買が行われた登記簿となっておりますので、ここについては問題ないと考えております。

2 番： よろしいですか。最初は〇〇も〇〇さんが代表となっておられたはずですが。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 54 号 受付番号 5 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 54 号 受付番号 5 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 54 号 受付番号 6 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12 ページをお開きください。

(議案第 54 号 受付番号 6 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 代理人が現地に詳しくないため、私と瀬戸山推進委員で調査をしました。申請地は〇〇の一角にあり、〇〇番〇と〇〇番〇はハウスになっておりますが、本年度も〇〇が借り受けて、バレイショを植え付ける予定で耕耘していましたが、〇〇の組織変更により、借りることができず、耕耘したままの状態にあります。〇〇番〇についても、例年、〇〇が借りられているところですが、8月に露地インゲンを植え付けしたら、9月の台風で被害に遭い、現在はインゲンを作付けしたという形だけになっています。〇〇番〇の周辺のハウスは、デコボンと〇〇のマンゴー、あと花卉類や豆類が植えてあります。意見としましては、同族経営の〇〇の組織変更に伴う申請であり、また、代表者の〇〇氏と〇〇氏は姉妹でもあり、問題はないものと考えます。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 南州農場の関係でございますが、本日お配りした 12 ページをお開きください。

(資料に基づき、〇〇の組織変更について説明。)

9 番： このハウスのところは、何も作らないということですか。

1 番： 花は採算が合わないということで、インゲンが植え付けてありました。人手不足もありました。



議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 54 号 受付番号 6 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 54 号 受付番号 6 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 16 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請、2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 55 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。12 月 17 日に事務局 2 名、会長、横原委員、瀬戸山推進委員と立会者と現地調査をしました。申請地は、〇〇と〇〇のほぼ中間の〇〇より 20m ぐらい西に行ったところにあります。4 年前まで畜産農家が借り受けて、採草地として利用していたが、所有者の依頼で返却し、今は耕作されていない状況です。なお、この申請地は 9 月に非農地証明願ひが提出され、却下した農地で、今回は 5 条申請となったものです。先ほど説明がありましてとおり、許可後は、風力発電施設を建設するとのことであるが、近隣の民家とは 50m ぐらいの距離にあり、住民への騒音等の影響あるいは、今後、この地区に申請が予想される風力発電施設の影響も危惧されるが、農地法の観点から何ら拒む理由がないとのことであり、許可せざるを得ないものと考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ただ今、吉永委員より説明がありましたが、農業委員会にける審査については、農地

法上でするわけですが、農地法上で書類を全て揃っているようなので、不許可にする理由がない、というところでございます。それに合わせて、審議をお願いします。また、民家から50mと非常に近いと、現地調査の際にも意見が出たところですが、この件に関しまして、県にも確認したところ、何m以内は許可できないという規制は今のところ設けてはいない、とのことでした。ですから、今後、民家の近くに建設されることもあると、考えておりますが、農業委員会としては、先ほど申し上げましたとおり、農地法に基づいての許可、不許可の審議となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長： お聞きのとおりでございます。私どもも、現地に行って、次の案件もですが、民家の上で羽が回る状態になるようです。このような規制がないものですから、私どもも、この総会で意見を出し合いながら、県の方にも何らかの規制を設けていただければならないと思ったりもします。〇〇にも同じような施設があるわけですが、どれくらいの音がするのか、特に夜とか確認をしたり、また、電波障害やそのようなことが起こってこないのかなど、やはり、住宅地の近くに建設する規制はないのかと考えます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどの補足でございます。申請書に関しては、周辺住民の同意という項目や提出義務はございませんが、今回、行政書士が代理人となっておりますので、行政書士にご相談したところ、文書で同意書は後程、提出させていただくとのことでしたが、本日現在、届いていないところでございますが、周辺住民への同意は取得していただけるものだと考えております。

11番： すみません。〇〇千円かけて、年間利益が〇〇千円ということは、約〇〇年かけなければ利益が得られない計算ですよ。途中で投げ出されたりした場合は、どうなるのか。国の補助金がなければ合わないとは思いますが。

1番： 会長、次の案件と一緒に審議していただけますか。

議長： 採決は、次の案件の説明を受けてからにしましょうか。

議長： 次の案件も同じようなので、それでは、議案第55号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 30ページをお開きください。

(議案第55号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

1番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 先ほどの案件より、100m ぐらい北に行った〇〇です。航空写真を見ていただければお分かりのとおり、申請地と申請地の間に民家がございます。建設予定地と民家とも距離が、10m ぐらいしか離れていない状況です。住民への影響も結構あるのではないかと考えておりますが、意見としましては、先ほど同じですが、住民への騒音等の影響あるいは、今後、この地区に申請が予想される風力発電施設の影響も危惧されるが、農地法の観点から何ら拒む理由がないとのことであり、許可せざるを得ないものと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長： それぞれ、受付番号 1 番、2 番は同じ風力発電施設の案件ですが、いま報告でもありましたとおり、農地法上は何ら問題はないとのことですが、やはり、今後、住民への被害等も出てくるのではないかとも思ったりもしております。住民も出来ていないから何も分からない状況で、農業委員会に、何故、あのような場所を許可したのかと言われても、農地法上は何ら問題はなのですが、規制等についてははっきりしていないわけですので、その辺りが問題です。佐多地区においては、このような案件が多数出てくるかもしれない。佐多地区の委員の皆さんにおかれましては、十分、勉強をしていただいて。

9 番： はい。

議 長： 松山委員どうぞ。

9 番： 以前も話しをしましたが、この風力発電施設の羽の大きさは。

1 番： 9.7m と記載されています。〇〇あるものは、約 30m でした。

事務局： 直径約 10m です。

1 2 番： 下別府に最近、建設されたものと同じものだと思います。

7 番： 音がしましたかね。

1 2 番： 昼間は雑音が入って、音がしないような気がしますが、〇〇に設置された小型のものでさえ、夜はずっと耳にあたるというふうに言われております。

事務局： 鉄塔部分が約 15m、それから羽の部分が約 5m ありますので、最長約 20m ということになります。先日の現地調査時に、承諾書は取りましたかと確認したら、承諾書は取りましたと回答されました。文書で取りましたかと聞きましたら、文書ではとっていない、という言い方をされました。

7 番： 許可がなければできないのですか。

事務局： 許可というのは、住民のですか。

7 番： そう。

事務局： 住民の許可というのは、農業委員会は求めておりませんので、あくまでも、業者側の努力目標、義務といったところです。ですから、先ほど申し上げました、同意書を添付しなさい、ということも言えませんし、取りなさいとも言えないところです。

事務局： 今回は、お願いということで、行政書士に文書で同意書を取っていただけないでしょうか、というお願いをしたところですが、まだ、提出がないところです。

事務局： それと合わせて、被害防除に関する誓約書が添付されておりますが、以前もご説明させていただいたと思いますが、この誓約書に関しましては、あくまでも農地・家畜に関する誓約書であって、人家・身体に関する誓約書ではございませんので、そこはお間違えのないようにお願いします。それと、今回の例で言いますと、民地のすぐ隣、1m 以内に建てられても、農地法上で問題なければ許可をせざるを得ないこととなっております。

8 番： 非農地では許可できなかったけれども、この5条申請では、許可されるということですね。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 非農地はあくまで、非農地の判断基準に基づいて運用しておりますので、前回の非農地願いについては、不許可ということになったところです。5条申請については、書類が整っていれば、審議をせざるを得ない。全ての要件が満たされているのであれば、不許可にする理由がない。不許可の理由を探さざるを得ない。また、不許可とした場合、その後のことがありますので、慎重な審議をお願いしているところであります。

議長： 推進委員の皆さんは何かご意見はありませんか。

野村推進委員： はい。

議長： 野村推進委員どうぞ。

野村推進委員： 18 ページと 31 ページの年間の賃借料を見ますと、どちらも 20 年で〇〇千円となっておりますが、面積からすると 18 ページの方が 300 m<sup>2</sup>くらい、31 ページの方が 444 m<sup>2</sup>となっております。面積ではなく 1 基でいくらと決めているのか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 賃借料については、20 年で〇〇千円となっておりますが、面積割とするのか基割とするのか、それぞれだとは思いますが。一概に、このようになっております。とは言えないと思います。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 聞いております。受付番号 2 番の計画図を見ていただきますと、残地が使えないということで、全部を借受けることとするため、この金額にしたと聞いております。

8 番： 今からもこのような申請は出てくるのもだと思いますが、2種農地であれば、これが可能ということですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。2種農地であれば可能ということになります。ただし、農振地域はどうかということとは別ですが。1種農地であれば、ここは申請受付をできなかったところで、許可要件を満たしておりませんので、受付段階で不受理となったわけですが、今、田淵委員が申されましたとおり、2種農地で、農振の手続きが済んでいる、あるいは、農振から外れているということになれば、受付をせざるを得ないということです。

議長： 人間に対する被害等も考えられるわけですが、我々の町は畜産業が盛んでありますので、近隣に建設されたら、それらに被害があるということも考えられないわけではないです。

2 番： 書類が揃っていていれば、審議をするだけになりますよね。今回は書類も揃っていますし。

議長： よろしいですか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第55号 受付番号1番並びに受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第55号 受付番号1番並びに受付番号2番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： 次に、議案第56号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、43ページをお開きください。議案第56号 農農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第56号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

8 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8番田淵です。12月17日に、会長、事務局2名、田淵推進委員、私と〇〇さんの6名で現地を調査しました。申請地は、〇〇自治会から〇〇自治会へ向かう途中の〇〇の

東隣になります。申請地の東側と南側は杉林で、西側にはビニールハウスがあります。北側は太陽光発電施設が設置されております。以前は、〇〇の敷地より一段高くなっていましたが、工事現場に土砂を搬出し、その後は資材置場となっております。意見としては、南側の半分程度は以前、お茶が植えてありましたが、十数年、手入れがされず、雑木が茂って山林化しておりました。また、南東側も山林であり、農用地区域除外には問題はないものと思います。

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 56 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 56 号 受付番号 1 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第 57 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 53 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 57 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告でございますが、畜産施設でございましたので、事務局よりを案件の報告をお願いします。

事務局： はい。私の方でご説明させていただきます。本日お配りしております資料、航空写真の資料でございます。申請地は印を付けておりますが、今回の申請は〇〇の敷地内ということで、衛生等を考慮しまして、現地調査を実施しておりません。申請人から現地の写真を撮影していただいておりますので、資料をご覧いただきたいと思っております。この案件につきましては、昭和〇〇年から〇〇として利用しているとのことですので、周辺農地の登記簿を確認しましたところ、昭和〇〇年〇〇月に新築されていることが確認されております。また、今回の非農地につきましては、本町で定めております非農地証明の交付基準に基づきまして、人為的に転用した土地で、転用の事実行為から 20 年以上が経過し、周囲の状況から見ても特に支障がないと思われる土地、ということで判断しまして、非農地として認めても問題ないと考えております。

議長： ただ今、事務局から報告がありました。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。先ほどの 3 条の時の説明では、〇〇は〇〇になるのでないですか。申請人は、〇〇となっておりますが、登記はどうなっているのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ここは、まだ〇〇となっておりますが、〇〇に登記を代えられると聞いております。

1 番： 今は、〇〇、〇〇。

事務局： 現在のところは、〇〇でございます。

1 番： であれば、おかしいのではないですか。

事務局： はい。そこは、確認したところ、代表者名、所有者名等を変更する際に、法務局に申請をされて、同時にそれも書き換えをされるとのこと。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 57 号 受付番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 57 号 受付番号 1 番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 58 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 57 ページの議案第 58 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 58 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 59 番に半田推進委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(半田推進委員 退席)

議 長： よろしいですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 62 ページの受付番号 32 番から 64 ページの受付番号 57 番までですが、親子間の使用貸借となっております。これらについては、農業者年金の経営移譲年金の関係がございます。ご本人は農地が耕作できないというので、息子さんの方に利用権設定をして使用貸借ということになっております。

議 長： 自分で耕作できる面積は。

事務局： 10a 未満です。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 58 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 58 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(半田推進委員 着席)

議 長： 次に本日、追加議案となりました、議案第 59 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 別添がございます、議案第 59 号の冊子をお開きください。農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地（非農地判断）に係る資料を別紙のとおり提案します。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 59 号の議案書をもとに朗読及び説明)

(非農地判断について、説明)

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。



推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 非農地判断については、昨年度から審議していただいておりますが、非農地判断について、近隣市町村に確認したところ、特に所有者に対して通知をすることはないとのことでございますので、本町についてそれに倣って、所有者に通知等はしないとさせていただきます。ただ、これらに該当する農地の非農地証明願いがあった場合は、事務局の方で非農地判断の証明で代えさせていただきますと考えております。

9 番： はい。

議長： 松山委員どうぞ。

9 番： それぞれの担当地区で何もしなくてもいいってことですか。

事務局： はい。特にはないと思われま。申請人が非農地にしてくださいと来られた時点で、事務局で確認させていただいて、非農地判断をされておりますので、その証明書を発行するという形です。

持留推進委員： はい。

議長： 持留推進委員どうぞ。

持留推進委員： 非農地通知をしなければ、税金はどうなるのですか。

事務局： はい。これについては、こちらで登記簿を書き換えるものではなく、農業委員会が農地ではないと判断するだけのものです。課税については、関わってこないものと考えます。

事務局： 税金については、全て自己申告になりますので、もし、現況と農地の地目とが違う場合は、税務課の方に申請をします。その後、税務課が現地を確認して、もし、山林になっているのであれば山林としての課税ということになります。それは、税務の場合、地目は関係ないです。

日高推進委員： はい。

議長： 日高推進委員どうぞ。

日高推進委員： それの申請というのは、あくまでも本人でなければいけないということですか。

事務局： 税の方ですか。それは、委任状があれば大丈夫でとか、郵送で大丈夫ですということになるかもしれませんが。なので、直接、税務課にお問い合わせいただければと思います。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： この中には、農地パトロールで回ったところじゃない土地、事務局がチェックした農地も含まれているのでは。

事務局： 最終的には、事務局の方で航空写真等でも確認させていただいた土地も含まれております。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 昨年から、約 3,000 筆を超える農地を判断いただいておりますので、今後は、徐々に減っていくのではないかと考えております。ここまでの数値になることはないものと考えております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 59 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない農地の判断については、提案されて農地を非農地として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 59 号は非農地として判断することに決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について  
②行事予定について  
③その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 12 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員